

各 位

会 社 名 オンキヨー株式会社
 代 表 者 名 代表取締役社長 大 舩 宗 徳
 (J A S D A Q ・ コード 6 6 2 8)
 問 合 せ 先
 役 職 ・ 氏 名 代表取締役副社長 中 野 宏
 電 話 番 号 0 6 - 6 2 2 6 - 7 3 4 3

**第三者割当による第 5 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 4 回新株予約権の発行
 及び買取契約の締結に関するお知らせ**

当社は、平成 29 年 10 月 11 日開催の取締役会において、Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund を割当先とする第 5 回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分のみを「本社債」といいます。）及び第 4 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行並びに金融商品取引法による届出の効力発生を条件として、Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund との間で本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る買取契約を締結すること（以下、総称して「本第三者割当」といい、本第三者割当による資金調達を「本資金調達」といいます。）を決議いたしましたので、その概要につき下記の通りお知らせいたします。

記

1. 募集の概要

<本新株予約権付社債の概要>

(1) 払 込 期 日	平成 29 年 10 月 27 日
(2) 新 株 予 約 権 の 総 数	40 個
(3) 各社債及び新株予約権の発行価額	本社債：金 2,000,000,000 円 (各社債の金額 100 円につき金 100 円) 新株予約権：新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。
(4) 当該発行による潜在株式数	8,097,160 株 (新株予約権 1 個につき 202,429 株)
(5) 資金調達の額	2,000,000,000 円
(6) 転 換 価 額	当初転換価額 247 円 (1) 当社は、平成 30 年 4 月 28 日以降、本新株予約権付社債権者の要請を受けた上で、当社の資本政策のため必要があるときは、当社代表取締役の決定により転換価額の修正を行うことができます。本項に基づき転換価額の修正が決定された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権付社債権者に通知するものとし、転換価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該通知が行われた日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額に修正されます。 (2) 上記(1)にかかわらず、上記(1)に基づく修正後の転換価額が 103 円（以下「下限転換価額」といいます。）を下回ることとなる場合には、転換価額は下限転換価額とします。 (3) 上記(1)にかかわらず、以下の場合には、当社は、上記(1)に基づく転換価額の修正を行うことができません。 ① 当社又はその企業集団（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第 4 条第 1 項第 1 号に定める企業集団をいう。）

	に属するいずれかの会社に関する未公表の事実であって、それが公表された場合に当社の株価に相当な影響を及ぼすおそれがある事実（金融商品取引法第 166 条第 2 項及び第 167 条第 2 項に定める事実を含むがこれに限られない。）が存在する場合 ② 前回上記(1)に従って修正が行われた日から 6 ヶ月が経過していない場合
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による。
(8) 割当予定先	Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund
(9) 利率及び償還期日	年率：0% 償還期日：平成 34 年 10 月 28 日
(10) 償還価額	額面 100 円につき 100 円
(11) その他	当社は、Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債買取契約（以下「本社債買取契約」といいます。）を締結する予定です。

<本新株予約権発行の概要>

(1) 割当日	平成 29 年 10 月 27 日
(2) 発行新株予約権数	6,666,666 個
(3) 発行価額	総額 3,333,333 円（本新株予約権 1 個当たり 0.50 円）
(4) 当該発行による潜在株式数	6,666,666 株（本新株予約権 1 個当たり 1 株）
(5) 調達資金の額	2,003,333,133 円（注）
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	行使価額 300 円 行使価額の修正は行われません。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による。
(8) 割当予定先	Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund
(9) その他	当社は、Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る新株予約権買取契約（以下「本新株予約権買取契約」といいます。）とあわせて、個別に又は総称して「本買取契約」といいます。）を締結する予定です。

（注）調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した金額です。なお、本新株予約権の行使期間内に行使が完了しない場合には、調達資金の額は変動いたします。

2. 募集の目的及び理由

当社は、経営理念として「VALUE CREATION」を掲げ、音へのこだわりはもちろん、ホームシアター製品における最新の音声規格への対応やインターネットを通じた音楽配信を実現するなどして、高品位で先進性のある製品を通じて高いブランド力を確立しています。

近年においては、従来型製品のラインアップ拡充に加え日常生活において重要な位置づけとなるスマートフォン等のモバイル端末の開発を強化し、従来技術にアライアンスを通じて他社技術を融合させ IoT（Interenet of Things）時代を見据えた次世代製品の開発で「進化するエコシステム」の構築を目指し新しい提案を行っております。

その中心となるデジタルライフ事業においては、デジタルオーディオプレーヤー（DAP）のラインアップ強化やスマートフォン開発にて通信技術に強みを持つ他社との協業などにより、従来製品とは一線を画すハイレゾ・オーディオ・スマートフォン「GRANBEAT（グランビート）」を平成 29 年 2 月に販売開始、さらにはより小型で操作性の高い DAP 「rubato（ルバート）」「private（プライベート）」を平成 29 年 3 月に発売しております。

イヤホンのラインアップでは、平成 29 年 3 月に、ノイズキャンセリング機能と音声認識技術を採用したイヤホン「RAYZ (レイズ)」を発売開始しました。この「RAYZ」は、そのアプリケーションとの連動により、Apple 社の音声認識型パーソナルアシスタント機能「Siri」の起動を容易にする画期的な機能を搭載し、業界に先駆けた製品として注目されています。

また人工知能 (A I) 時代の到来を視野に入れた製品の開発や他社との提携及び協業を通じた新たな価値の創造を目指しており、平成 29 年 8 月末には、米国アマゾン社が提供する音声サービス「Amazon Alexa」に対応したスマートスピーカーや、米国グーグル社の音声認識技術「Google Assistant」を搭載したスマートスピーカーの欧米での発売を発表しました。これらのスマートスピーカー等の A I 製品の開発につきましては平成 29 年 3 月 30 日発行の第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債で得た資金を当初の計画通りに充当しております。

A I の世界において、その基礎技術は日々進歩しており、さらには他社でも続々と各社独自の A I 技術を採用した製品や新サービスが開発されております。当社では上記第 1 世代の A I 製品に続く次期モデルの開発はもちろんのこと、スマートスピーカー以外の新カテゴリ製品の開発にも取り組むとともに、様々なものがインターネットに接続されることで情報交換を行い新しい機能やサービスを提供することが可能になる IoT 時代の到来に向け、A I 技術を用いた各種製品への展開のための研究開発にも着手しております。

これらに必要な資金については、平成 29 年 8 月 17 日付で第 3 回新株予約権 (以下、第 3 回新株予約権) を発行、平成 29 年 9 月 12 日にそのすべてが行使完了となり、開示しております当初計画の優先順位及びスケジュールどおりに私募債の償還と A I 対応製品の研究開発費用に充当している段階であります。なお、第 3 回新株予約権により調達した資金の額は、行使時における株価が想定額を下回ったことで当初の調達予定資金額から約 7 億円を下回る結果となりましたが、新株予約権の行使が予定より短期で完了したこともあり、今後発売を予定している A I スピーカーに関する運転資金については喫緊で必要となる状況ではないため、手元資金で充当することとしております。

しかしながら、今後中長期にわたり A I に関連する技術の習得、応用への研究開発は、当社が緊急かつ継続的に取り組むべき重要な課題であり、今回新たなる資金調達を行うことで、日々進化する A I 関連技術に迅速に対応し、さらなる A I 対応製品の開発を行うとともに、A V 機器以外の新規市場への拡大や関連する各種ソフトウェアの研究開発を可能にし、A I 事業拡大を推進していくものであります。

このように当社の事業は新しい局面を迎え、さらなる A I 製品研究開発への取組を継続的に行い事業拡大を図るべき状況である一方で、現在当社の自己資本比率は極端に低く、財務基盤の強化も喫緊の経営課題であります。そのため、当社としては、本資金調達を行うことで借入金返済などにより有利子負債を削減し、業績に影響を与えていた各種金利、手数料等を減らし、利益改善を図ります。また、有利子負債の削減と本資金調達による株主資本の強化で、自己資本比率を 20% 程度まで向上させ、実質無借金 (現預金が有利子負債を上回る状態) 経営を目指します。さらには、今後の A I に関連した新規ビジネス等を推進することで継続的に利益を上げるとともに、将来的な欠損填補も視野に入れ、早期の復配に向けた基盤づくりに取り組む必要があると考えております。

以上のことから、当社は A I 技術を用いた新製品開発に関連する研究開発費及び有利子負債の削減等の財務基盤の強化を目的とした資金を確保すべく、現時点で選択可能な様々な資金調達を検討した結果、本資金調達を決議することといたしました。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

本資金調達は、当社が割当予定先である Evolution Technology, Media and Telecommunications FundI に対し本新株予約権付社債及び本新株予約権を割当て、資金調達を行うものです。なお、株価変動の状況および割当予定先の行使時の状況にも左右される為、行使順については確認しておりません

本新株予約権付社債の払込みを受けることによって、払込時点において 20 億円の資金を確保するとともに、一時的に負債が増加します。しかしながら今後の当社株価が転換価額を超える水準にて推移した場合

には、割当予定先による行使が期待され、行使により負債が減少し自己資本の強化が可能となります。本新株予約権につきましても、当社株価が行使価額を超える水準において、割当予定先による行使が期待され、自己資本の強化が可能となります。また、本新株予約権付社債の転換価額は247円（平成29年10月10日終値対比：119.9%）で原則固定であり、本新株予約権の行使価額は300円（平成29年10月10日終値対比：145.6%）で固定されており、共に現在の水準を上回っております。現在の株価水準を上回っているものの行使期間が5年であることに加え、新製品の発表にともない平成29年7月24日には295円の終値となり、株価は上昇傾向にありますので、今後のAI製品の発売やさらなるラインアップの拡充を行う中で行使の蓋然性は十分にあると判断しております。そのため、1株あたりの過度な希薄化を招くことなく資金を調達することが可能となります。本新株予約権付社債及び本新株予約権は、行使価額が時価に連動して修正される所謂MSCBやMSワラントとは根本的に異なる資金調達手法であります。なお、本新株予約権付社債には当社の同意のもとで行使価額の修正が可能となる条件がございますが、大幅な下方修正を行うことは想定しておらず、株価が低価格で推移した場合には償還することも検討する予定であります。

なお、当社は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、Evolution Technology, Media and Telecommunications Fundとの間で本買取契約を締結する予定です。

(2) 資金調達方法の選択理由

本資金調達には以下の「(3) 本資金調達の特徴」に記載の [メリット] 及び [デメリット] がありますが、「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」記載の資金使途に対して、本新株予約権付社債の発行により、手元で必要となる資金が確実に調達できることと共に、本新株予約権の行使に伴う資金調達は、株価が現行水準よりも上昇した局面でなされることとなるため、既存株主への過度な影響を及ぼさずに追加的な資金調達が可能であることから、以下の「(3) 本資金調達の特徴」に記載の [他の資金調達方法との比較] の通り、他の資金調達手段と比較しても、本資金調達が現時点において最適な選択であると判断しております。

また、当社の事業計画上で喫緊に必要な資金ニーズを満たすことが可能なことから、これを採用することを決定しました。

(3) 本資金調達の特徴

本資金調達には、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

[メリット]

① 株式価値希薄化への配慮

本新株予約権付社債及び本新株予約権の対象となる株式数は原則14,763,826株に固定されております。また、割当予定先であるEvolution Technology, Media and Telecommunications Fundは、純投資目的であるため、当社の業績・株式市場環境により株価が転換価額を上回らない場合、本新株予約権付社債の転換は行わず、本資金調達をもたらす希薄化の影響は、新株式のみを一度に発行する場合と比べて抑制できると考えられます。これにより、既存株主の皆様の株式価値希薄化に配慮しつつも資金調達が可能と考えております。

② 即座の資金調達

本新株予約権付社債の発行により、当社は本新株予約権付社債の払込日において、総額20億円の資金調達が可能となります。当該社債は無担保であり、当社は下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」記載の計画に応じて、当該資金を自由に用いる事ができ、結果として企業価値の向上を迅速かつ確実に達成することが出来るものと考えております。

③ 株価上昇時の行使促進効果

今回本新株予約権の行使により発行を予定している6,666,666株について、行使期間中に株価が行使価額を大きく超えて上昇する場合、割当予定先が投資家として早期にキャピタル・ゲインを実現すべく、行使期間の満了を待たずに速やかに行使を行う可能性があり、結果として迅速な資金調達の実施が期待されます。

[デメリット]

① 株価下落・低迷時に転換が進まない可能性

本新株予約権付社債の行使価額は247円で原則固定されており、株価がこの水準を下回って推移するような場合、本新株予約権付社債の転換が進まず、社債として償還するための資金調達が必要となる可能性があります。

② 財務体質の高レバレッジ化

本新株予約権付社債の発行により、当社は資金調達が可能となる一方で負債が大きくなり、結果として自己資本比率等が悪化することとなります。このことにより、将来、別の負債性資金調達を検討するにあたり、その条件が当社にとってタイトなものになる可能性があります。

③ 本新株予約権行使における蓋然性

本新株予約権は行使価額が300円に固定されているため、株価が当該水準を超えない場合、行使が行われない可能性があります。

[他の資金調達方法との比較]

① 新株式発行による増資

(a) 公募増資

公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存株主の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明であり、資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

(c) 第三者割当増資

第三者割当増資による新株発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

② MSCB

株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）の発行による資金調達は一般的に、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。本新株予約権付社債においては、修正される可能性があるものの転換価額は原則固定されているため、株価に対する影響を限定した設計となっております。

③ MSワラント

株価に連動して行使価額が修正される新株予約権（いわゆるMSワラント）の発行条件及び行使条件は多様化していますが、行使されるまで資金の払込みが成されないという点において、調達の即時性には限界があります。一方、本新株予約権付社債は払込日に20億円全額の資金調達が可能となるため、MSワラントによる資金調達の確実性は本新株予約権付社債と比較して低いと考えられます。

④ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）

いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達手段ではない可能性があります。また、東京証券取引所有価証券上場規程の新株予約権に係る上場基準に基づき、最近2年間において経常利益の額が正である事業年度がないためノンコミットメント型ライツ・オフERINGを実施することは出来ません。

⑤ 普通社債による資金調達

普通社債による資金調達では、調達額が全額負債となるため、財務健全性の低下に伴い、今後の借

入れ余地が縮小する可能性があります。また満期時（あるいは早期償還時）に返済のための資金を準備する必要があり、株価上昇時に機動的に資本増強を図ることが出来る新株予約権付社債と比較して、当社としての財務負担が大きくなる可能性があると考えております。

⑥ 金融機関からの借入

当社は、金融機関に対し常日頃より当社グループの業績・財務状況について適宜ご説明しており、当社グループの現状についてご理解いただくとともに、引き続き良好な関係を維持しております。しかしながら、調達額が全額負債となるため、財務健全性の低下に伴い、今後の借入余地が縮小する可能性があることから、資金調達の多様性に鑑み現時点においては、金融機関からの借入ではなく、資本市場からの調達が望ましいと考えております。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

①	払込金額の総額	4,003,333,133円
②	発行諸費用の概算額	8,000,000円
③	差引手取概算額	3,995,333,133円

(注) 1. 払込金額の総額は、下記を合算した金額であります。

本新株予約権付社債の払込金額の総額 2,000,000,000円
 本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額 2,003,333,133円

2. 発行諸費用の概算額は、調査費用、登記費用、弁護士費用、価額算定費用、信託銀行費用等の合計額であり、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

3. 本新株予約権の行使価額が調整された場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

差引手取概算額は上記(1)に記載の通り 3,995 百万円となる予定です。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
① AI対応技術及び製品の開発費用	2,000	平成29年11月～平成34年10月
② 有利子負債の削減	1,995	平成29年11月～平成34年10月

具体的な使途といたしましては、以下を予定しております。

① AI対応技術及び製品の開発費用

「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、AI技術については、日々進歩し、平成29年8月31日に発売を発表したスマートスピーカーについても、次世代の新しい技術への対応が必要とされております。また、IT関連企業などからも自社AI技術やその対応製品、サービス等が続々と開発されており、当社としても、それらの進歩する各種技術に対応し、スマートスピーカーのみならず、イヤホン、ヘッドホン等のAV機器、その他のIoT市場での新規カテゴリの製品などの開発にも着手しております。さらには、当社のAI関連製品を家電や自動車、情報通信機器等にも展開し、従来のAV市場以外の新規市場への参入を目指した基礎的な研究も進めておりました。かかる使途の資金調達として、平成29年8月17日に第3回新株予約権を発行し、そのすべてが行使完了となり、当初計画の優先順位及びスケジュールどおりに私募債の償還とAI対応製品の研究開発費用に充当している段階であります。

AI関連の開発は日々進歩しており、それに伴い、AI技術の対応や、種々の製品への展開などが広範囲化、加速化しております。今回の多くは、来年度以降、中長期の期間にわたる製品開発、基礎技術の研究開発へ用いる予定であり、前回と同時進行で追加する必要性が生じています。そのため本資金調達は、今後予定している中長期の製品戦略に基づきスマートスピーカー、イヤホン、ヘッドホンに限らずライン

アップ拡充を目的とした新たなA I 製品の開発費用、継続的なA I 基礎技術自体の研究開発や、A I 関連のソフトウェアの開発に資金の充当を予定しております。

上記にかかる具体的な資金使途は下記のとおりです。

・第2世代A I 基礎技術対応へのスマートスピーカー開発費用	900 百万円
・イヤホン、ヘッドホン等の新規カテゴリA I 対応製品の研究開発費用	600 百万円
・新規市場への展開に関する研究費用	300 百万円
・音声認識技術などA I 基礎技術研究開発費用	100 百万円
・A I 関連ソフトウェア開発費用	100 百万円

② 有利子負債の削減

現在の当社の財務状況において、財務基盤を強化することもまた喫緊の経営課題であります。本資金調達による資金を、借入金返済など有利子負債の削減にも充当することで、業績に影響を与えていた各種金利、手数料等の負担を軽減して、既存事業における利益の改善を図ります。さらに、今後のA I に関連した新しいビジネス等の推進により、継続的な利益を出せる体質にし、繰越損失の削減へつなげてまいります。あわせて自己資本比率の向上により、将来に向けた体力強化、さらには復配への足場固めにも取り組みます。

なお、本新株予約権付社債により調達する資金は、「A I 対応技術及び製品の開発費用」及び「有利子負債の削減」にそれぞれ10億円を充当する予定であります。

本新株予約権の行使価額は当社の中長期にかかる企業価値向上に伴った株価向上を期待して、300円に固定されておりますが、株価上昇が順調に進まない場合は新株予約権の行使が進まず、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。

本新株予約権行使にかかる調達資金は、上記「A I 対応技術及び製品の開発費用」「有利子負債の削減」に調達額を等分に配分し、事業環境の状況に応じて機動的に充当する予定です。また、本新株予約権の行使が進まず、本新株予約権による資金調達が困難になった場合は、別途の手段による資金調達についても検討を行ってまいります。

以上の施策を目的として、当社は平成29年10月11日に本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行を決定いたしました。なお、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は当社預金口座で保管する予定です。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当により調達する資金については、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な使途」において記載いたしました通りに充当する予定であります。

上記資金使途により、当社グループにおいて、中核事業の成長及び収益の向上が図れるものと考えており、本第三者割当により企業価値の向上につながるものであります。

したがって、当社としては、本第三者割当により一時的な株式の希薄化が生じる可能性があるものの、中長期的な観点からは、「2. 募集の目的及び理由」に記載の通り、株主の皆様の利益の向上につながるため、本第三者割当により調達する資金の資金使途は合理的であると判断しております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

① 本新株予約権付社債

当社は、本新株予約権付社債の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権付社債の評価を第三者算定機関(株式会社赤坂国際会計、代表者：黒崎 知岳、住所：東京都港区元赤坂1-1-8)に依頼しました。当該第三者算定機関と当社及び割当予定先の間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約権付社

債の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本社債買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権付社債の評価を実施しています。また、当該算定機関は、本新株予約権付社債の発行要項等に定められた諸条件、評価基準日の市場環境、当社及び割当予定先の権利行使行動並びに割当予定先の株式保有動向等を考慮した一定の前提（当社の株価（206 円）、ボラティリティ（37%）、予想配当額（0 円）、無リスク利率（0.1%）、割当予定先は株価が権利行使価額を上回る場合に出来高の一定割合の株数の範囲内で速やかに権利行使及び売却を行い本新株予約権付社債と本新株予約権の双方が残存している状況においては本新株予約権付社債の転換を優先すること等を含みます。）を考慮して本新株予約権付社債の評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額額面 100 円につき 96.0 円から 100.1 円を参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、割当予定先との協議を経て、本新株予約権付社債の払込金額を額面 100 円あたり 100 円とし、その他の発行条件を決定しておりますが、本新株予約権付社債の発行価額が当該評価額レンジ内であり、その評価手続きについて特に不合理な点がないことから、本新株予約権付社債の発行条件は合理的であり、本新株予約権付社債の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。

また、転換価額につきましては、割当予定先である本引受人との間での協議を経て、取締役会決議直前営業日である平成 29 年 10 月 10 日の株式会社東京証券取引所ジャスダック市場における当社株式の終値である 206 円に対してプレミアム率 19.9%である 247 円といたしました。当該転換価額は、当該直前営業日までの 1 ヶ月間の終値平均 210 円に対してプレミアム率 17.6%、当該直前営業日までの 3 ヶ月間の終値平均 229 円に対してプレミアム率 7.9%、当該直前営業日までの 6 ヶ月間の終値平均 192 円に対してプレミアム率 28.6%となっております。

なお、本新株予約権付社債の発行については、監査役 3 名全員（うち社外監査役 2 名）から、①上記算定根拠に照らした結果、払込金額が割当予定先に特に有利でないことに関わる適法性は確保されている旨、並びに②株価動向に関わらず最大交付株式数が限定されていることから、非支配株主に対して一定の配慮がなされている資金調達手段である旨の意見表明を得ております。

② 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価についても、同じ第三者算定機関（株式会社赤坂国際会計、代表者：黒崎 知岳、住所：東京都港区元赤坂 1-1-8）に依頼しました。当該算定機関は、本新株予約権付社債と同様に、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の新株予約権買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。

また、当該算定機関は本新株予約権付社債と同様に、当社の株価、ボラティリティ、当社株式の流動性等について一定の前提（当社の株価（206 円）、ボラティリティ（37%）、予想配当額（0 円）、無リスク利率（0.1%）、当社による取得が実施されないこと、割当予定先は株価が権利行使価額を上回る場合に出来高の一定割合の株数の範囲内で速やかに権利行使及び売却を行い本新株予約権付社債と本新株予約権の双方が残存している状況においては本新株予約権付社債の転換を優先すること等を含みます。）を考慮して本新株予約権の評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額 0.44 円～0.55 円を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の 1 個の払込金額を当該評価額のレンジ内である 0.50 円とし、本新株予約権の行使価額は本資金調達によって当社の AI 事業が推進されることで業績拡大及び企業価値の向上が確実に図られ、それに伴って中長期にわたり株価の向上も見込まれることから、300 円といたしました。

本新株予約権の払込金額及び行使価額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額を参考に、当該評価額と同額であるため、本新株予約権の発行価額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額で

あると判断いたしました。

また、本新株予約権についても、当社監査役3名（うち社外監査役2名）全員が、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行に該当せず、適法な発行である旨の意見を表明しております。当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社及び割当予定先との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の株価及びボラティリティ、権利行使期間等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価レンジの上限を下回っていないことを判断の基礎としております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債が全て転換され、かつ本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は14,763,826株（議決権数147,638個）であり、平成29年3月31日現在の当社発行済株式総数86,613,695株及び議決権数859,290個を分母とする希薄化率は17.05%（議決権ベースの希薄化率は17.18%）に相当します。また、平成29年7月28日に決議し、平成29年8月17日に発行、平成29年9月12日に行使完了した第3回新株予約権により交付された株式数（10,000,000株、議決権数100,000個）に、本新株予約権付社債が全て転換され、かつ本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式を加えた総数は24,763,826株（議決権数247,638個）となり、平成29年3月31日現在の当社発行済株式総数86,613,695株及び議決権数859,290個を分母とする希薄化率は28.59%（議決権ベースの希薄化率は28.82%）に相当します。なお、平成30年4月28日以降、下限転換価額に修正して行使実行した場合に想定される本新株予約権付社債に係る理論上の最大の希薄率は22.42%（議決権ベースの希薄化率は22.60%）となります。また、この転換価額に修正して転換実行した場合に想定される本新株予約権付社債に係る交付株式数に、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数及び第3回新株予約権の行使完了により既に交付された株式数を加えた理論上の最大の希薄化率は41.66%（議決権ベースの希薄化率は41.99%）に相当いたしますが、中長期的な事業戦略に基づいて株価上昇を期待し、本新株予約権付社債に係る転換価額は大幅な下方修正を行うことは想定しておらず、さらに株価が低価格で推移した場合には償還することも検討いたしますため、現時点で理論上の最大希薄化が生じる可能性は低いと判断しております。

このように、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行並びにその後の本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使の進行により、当社株式に一定程度の希薄化が生じることになりますが当社は、本第三者割当により調達した資金を上述の資金使途に充当することで、計画的かつ安定的な業容拡大と企業価値向上を実現していく予定であることから、将来的に当社の収益力増大に寄与することが期待できます。また、当社株式の直近6ヶ月間における1日当たりの平均出来高4,735,303株に対し、本新株予約権付社債が全て転換され、かつ本新株予約権が全て行使された場合の交付株式数14,763,826株を転換期間及び行使期間である5年間（245日／年営業日で計算）にわたって平均的に売却が行われると仮定した場合の1日当たりの売却数量は12,052株であり上記1日当たりの出来高の0.25%程度であるため、株価に与える影響は限定的なものと考えております。このように希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、中長期的な観点からは株主価値向上に寄与するものであるため合理的であると判断しております。

なお、本新株予約権付社債及び本新株予約権並びに第3回新株予約権の発行により、当社普通株式について25%以上の希薄化が生じることになります。このため、経営者から一定程度独立した者として、当社と利害関係のない社外有識者である弁護士の加本亘氏並びに当社社外監査役である西浦孝充氏及び石本慎一氏の3名によって構成される第三者委員会（以下「本第三者委員会」という。）を設置し、希薄化の規模の合理性、資金調達手法の妥当性、並びに割当先の妥当性等について慎重に審議いただき、今般の資金調達の必要性及び相当性が認められるとの意見を受領の上、発行を決議しております。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① 名称	Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund (エボリューション テクノロジー メディア アンド テレコミュニケーションズ ファンド)	
② 所在地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands	
③ 設立根拠等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
④ 組成目的	投資目的	
⑤ 組成日	2015年(平成27年)10月	
⑥ 出資の総額	1,899.8百万円(平成29年8月31日時点)	
⑦ 出資者・出資比率・出資者の概要	60.00% Japan Opportunities Master Fund Ltd. (ジャパン・オポチュニティーズ・マスター・ファンド) (ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社) 30.00% EVO FUND (エボ・ファンド) (ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社) 7.85% EVO Select Fund LP (エボ・セレクト・ファンド・エルピー) (米国法に基づく有限責任パートナーシップ) 2.15% EVO Select Fund Ltd. (エボ・セレクト・ファンド・リミテッド) (ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社) Evolution Capital Management LLC が割当予定先の議決権の100%を保有(ファンド組成発起人)	
⑧ 代表者の役職・氏名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム	
⑨ 業務執行組合員の概要	該当事項はありません。	
⑩ 国内代理人の概要	EVOLUTION JAPAN 証券株式会社 東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 坪山昌司、ダニエル・シャイアマン 事業内容 投資銀行業 資本金 994,058,875円	
⑪ 上場会社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	普通株式 1,000,030株を所有(平成29年9月30日現在)。
	当社と当該ファンド代表者との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要の欄は、平成29年8月31日現在におけるものです。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund に対して、平成28年12月に新株予約権付社債6億円、平成29年3月に新株予約権付社債10億円、平成29年7月に無担保社債、平成29年8月に新株予約権(当初行使価額での行使を前提とした資金調達額約27億円)をそれぞれ発行しており、平成28年12月に発行された新株予約権付社債については平成29年2月22日に、平成29年8月に発行された新株予約権については平成29年9月12日に、その全ての転換及び行使が完了しております。

かかる資金調達の完了後に、同割当先他に対して追加の資金需要に対応する資金調達方法を相談した結果、本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る資金調達に関する提案を受けました。同時期に、複数社から新株予約権付社債や新株予約権による資金調達手法の提案を受け、当社内での協議・比較検討の結果、本資金調達方法が、当社の必要とする資金を高い蓋然性をもって調達できるとともに、株価に

対する一時的な影響を抑制しつつ既存株主への過度な影響を及ぼさずに追加的な資金調達ができる点において、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行が有効な調達手段であると判断いたしました。また、前述のメリット・デメリットを勘案の上、割当予定先と協議した結果、①既存株主の株式価値希薄化への配慮、②確実な手元での必要資金の調達が可能であり、③過去に発行した証券による資金調達がスムーズに完了した実績をもつことから、本第三者割当による資金調達方法が最良の選択肢であるとの結論に至ったため、本新株予約権付社債の割当予定先として Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund を選定いたしました。

本新株予約権付社債及び本新株予約権の割当予定先は、主として日本のテクノロジー、エンタテインメント・メディア、通信関連事業等に強みを持つ上場会社が発行する株式や債券等への投資を目的として設立されたファンド(ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社)であります。割当予定先の投資マネージャーを務めるのは Evolution Capital Management LLC であり、Evolution Capital Management LLC の 100%出資者は、英国王室属領ガーンジー島に所在するタイガー・トラスト(c/o Rothschild Trust Guernsey Limited, St. Julian's Court, St. Julian's Avenue, St. Peter Port, Guernsey GY1 6AX 信託であるため代表取締役は存在せず)であります。

割当予定先の関連会社である EVOLUTION JAPAN 証券株式会社が、関連企業の買受けの斡旋業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EVOLUTION JAPAN 証券株式会社はケイマン諸島に所在するタイガー・ホールディングス・リミテッド社(190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム)の 100%子会社であり、同社の 100%出資者はタイガー・トラストであります。

なお、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行価額並びに本新株予約権の行使に際して払込みが必要となる金額に充てられる資金は、当社が本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に係る決議を行ったことが割当予定先に通知された後、割当予定先の議決権の 100%を有し、投資マネージャーである Evolution Capital Management LLC より、速やかに出資者である Japan Opportunities Master Fund Ltd.、EVO FUND、EVO Select Fund LP 及び EVO Select Fund Ltd. に対して割当予定先への出資金拠出が指示され、本新株予約権付転換社債及び本新株予約権の発行日又はそれ以前に、割当予定先から直接当社の受取金融機関口座へ払込まれることを、書面にて確認しております。

(注) 本新株予約権付社債に係る割当は、日本証券業協会会員である EVOLUTION JAPAN 証券株式会社の斡旋を受けて行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(自主規制規則)の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針

本新株予約権付社債及び本新株予約権の割当予定先である Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund は、純投資を目的としており、本新株予約権付社債の転換又は本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権付社債の転換又は本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、市場動向を勘案しながら売却する方針がありますが、運用に対しては市場への影響を常に留意している旨を口頭にて確認しております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

本新株予約権付社債及び本新株予約権に関する割当予定先の払込みに要する財産の存在については、当社は割当予定先に対して実際に運用資金の出資の指示をする Evolution Capital Management LLC から払込みに関して、必要な資金手当てを受けることができる旨書面で確認を得ております。また、当社は、割当予定先の主要な出資者である Japan Opportunities Master Fund Ltd. の資産状況について、その管理会社である MUFG Fund Services (Cayman) Limited (Strathvale House, 2nd Floor, 90 North Church Street, George Town, P.O.Box 609 Grand Cayman, KY1-1107, Cayman Islands) より平成 29 年 9 月 26 日時点の資産状況確認書面を入手し、同じく主要な出資者である EVO FUND については、EVO FUND の保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカーの平成 29 年 8 月 31 日時点における残高証明書を確認しております。また、EVO Select Fund LP 並びに EVO Select Fund Ltd. については、

Evolution Capital Management LLC より平成 29 年 8 月 31 日時点の資産状況確認書面を入手しており、これらにより払込期日において本新株予約権付社債及び本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額、ならびに本新株予約権の行使にかかる払込みに要する資金は充分であると判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権付社債の発行に伴い、当社大株主であるオーエス・ホールディング株式会社は 900 万株を上限として、その保有する当社普通株式について、Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund への貸株を行う予定です。

Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund は、本新株予約権付社債の転換又は本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、ヘッジ目的で行う売付けを除き、本件に関わる空売りを目的とする当社普通株式の借株は行いません。

(6) 割当予定先の実態

当社は、本新株予約権付社債の割当予定先である Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund 及びアレンジャーである EVOLUTION JAPAN 証券株式会社と直接面談し、割当予定先が反社会的勢力等でない旨を確認し、Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund 及びその出資者である Japan Opportunities Master Fund Ltd.、EVO FUND、EVO Select Fund LP、EVO Select Fund Ltd.、Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund の議決権 100%を有し、投資マネージャーである Evolution Capital Management LLC、EVO FUND の 100%出資者である Evo Feeder Fund、Evo Feeder Fund の 100%出資者である Evolution Capital Investments LLC の単独の出資者であるマイケル・ラーチ氏、さらに、Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund、Japan Opportunities Master Fund Ltd.、EVO Select Fund Ltd.、EVO FUND 及び Evo Feeder Fund の役員で、Japan Opportunities LP、EVO Select Fund LP のパートナーであるリチャード・チゾム氏について反社会的勢力等と何らかの関係を有していないか、過去の新聞記事や WEB 等のメディア掲載情報の検索により反社会的勢力でない旨を確認いたしました。

なお、割当予定先の筆頭出資者である Japan Opportunities Master Fund Ltd.は、主として日本の上場会社が発行する株式や債券等への投資を目的として新たに設立されたファンド(ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社)であり、その発行済議決権株式の 100%を保有する Evolution Capital Management LLC (2425 Olympic Blvd. Suite 120E, Santa Monica, CA 90404 USA 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム)から案件の紹介や投資に関する助言を受けることになっております。運用に供される資金は、その全額が世界屈指の資産運用会社である BlackRock, Inc. の子会社である BlackRock Financial Management, Inc. が運用助言を行う複数の投資ファンドまたは関連投資家のうち、米国籍であるものは Japan Opportunities LP (c/o Evolution Capital Management LLC 2435 Olympic Blvd. Suite 125E, Santa Monica, CA 90404USA 最高投資責任者/ Evolution Capital Management LLC マイケル・ラーチ、パートナー/Evolution Capital Management LLC リチャード・チゾム)、非米国籍であるものからは Japan Opportunities Ltd. (c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Island 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム)を通じてキャピタルコールを含む契約に基づき随時割当予定先に出資されます。

また、割当予定先である Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund 及びその出資者である Japan Opportunities Master Fund Ltd.、EVO FUND、EVO Select Fund LP、EVO Select Fund Ltd.、Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund の議決権 100%を有し、投資マネージャーである Evolution Capital Management LLC、EVO FUND の 100%出資者である Evo Feeder Fund、Evo Feeder Fund の 100%出資者である Evolution Capital Investments LLC からは、反社会的勢力との間において一切関係ない旨の誓約書の提出を受けております。さらに、Japan Opportunities Master Fund Ltd.、Japan Opportunities LP 及び Japan Opportunities Ltd. に関しては、各ファンドの管理会社である MUFG Fund Services (Cayman) Limited から、Japan Opportunities Master Fund Ltd.、Japan Opportunities LP 及び Japan Opportunities Ltd. に出資するすべての投資家について、「当社は、いかなるファンド、出資者、出資者を管理監督する者、出資者に管理監督される者、受益権

者が、米国財務省の海外資産管理室によって管理されている禁止人物、禁止国、テロリストのリストに上がっておらず、また、国連及び欧州連合またはその関係法域において制定されたその他の制裁リストにも上がっていないことを確認しております。」を記載した旨のレターを受領しております。

さらに慎重を期すため、割当予定先である Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund 及びその出資者である Japan Opportunities Master Fund Ltd.、EVO FUND、EVO Select Fund LP、EVO Select Fund Ltd.、並びに Japan Opportunities Master Fund Ltd. の出資者である Japan Opportunities LP、Japan Opportunities Ltd.、Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund の議決権を 100%有し、投資マネージャーである Evolution Capital Management LLC、そして、EVO FUND の 100%出資者である Evo Feeder Fund、Evo Feeder Fund の 100%出資者である Evolution Capital Investments LLC、Evolution Capital Investments LLC の単独の出資者であるマイケル・ラーチ氏、さらに、Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund、Japan Opportunities Master Fund Ltd.、EVO Select Fund Ltd.、EVO FUND 及び Evo Feeder Fund の役員で、Japan Opportunities LP、EVO Select Fund LP のパートナーであるリチャード・チゾム氏を対象に、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないか、第三者調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ（代表取締役：羽田寿次 住所：東京都港区赤坂 2-8-11-4F）に調査を依頼した結果、現時点において、当該割当予定先に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、割当予定先、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

8. 第三者割当後の大株主及び持株比率

募集前（平成 29 年 9 月 30 日現在）	
氏名	持株比率（%）
GIBSON BRANDS, INC. （常任代理人 SMBC 日興証券株式会社）	13.91%
パイオニア株式会社	11.21%
オーエス・ホールディング株式会社	10.61%
株式会社河合楽器製作所	8.36%
大舘 直人	2.07%
谷本 忠史	1.19%
株式会社三井住友銀行	1.10%
Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund （国内代理人 EVOLUTION JAPAN 証券株式会社）	1.03%
野村証券株式会社	0.99%
日本証券金融株式会社	0.90%

- (注) 1. 「持株比率」は、平成 29 年 9 月 30 日現在の株主名簿上の株式数を基準として記載しております。
2. 「持株比率」は、小数点第 3 位を四捨五入しております。

9. 今後の見通し

本第三者割当が平成 30 年 3 月期連結業績に与える影響につきましては、ただいま精査中です。開示すべき内容が判明しました段階で速やかに開示してまいります。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当及び第 3 回新株予約権の発行により、希薄化率が 25%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に基づき、①経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は②当該割当に係る株主総会決議などによる株主の意思確認手続きのいずれが必要となります。

当社は、本第三者割当の調達資金について、株式の発行と異なり、直ちに株式の希薄化をもたらすものではないこと、また現在の当社の財務状況及び迅速に本件第三者割当による資金調達を実施する必要があることに鑑みると、本第三者割当に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続きを経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでにおよそ2ヶ月程度の日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した第三者委員会による本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。

このため、「6. 発行条件等の合理性 (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載する本第三者委員会を設置し、本第三者割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を平成 29 年 10 月 10 日に入手しております。なお、本第三者委員会の意見の概要は以下のとおりです。

(本第三者委員会の意見の概要)

1. 結論

本件第三者割当について必要性及び相当性はあると思料します。

2. 理由

(1) 必要性

貴社による説明及び提供資料によれば、既存の AV 事業にかかる市場が縮小傾向にある中で貴社においては新しい分野への経営基盤のシフトが重要な経営課題となっており、具体的には主に AI 関連製品の開発を計画しており、そのための開発費用として資金調達が必要と考えているとのことです。それに加えて、貴社の現在の財務体質について、有利子負債が多く、具体的には銀行借入や商社金融に依存する割合が大きく、金融コストが貴社の経営に大きな影響を与えており、このような財務状況を改善すべく自己資本の増強が必要と考えており、上記の開発費用と合計で 40 億円の資金が必要とのことです。資金調達のかかる必要性に関する貴社の説明や提供資料の内容について特に不合理な点はなく、資金調達の必要性を否定する根拠を見出しておりません。

(2) 相当性

(ア) 他の資金調達手段との比較

貴社から受けた説明及び提供資料によれば、貴社において、他の資金調達手段として銀行借入、社債発行、新株発行（公募、株主割当、または第三者割当）、MSCB、MS ワラント、新株予約権の無償割当（いわゆるライツ・イシュー）による調達を検討し、それらと比較の上で、本件第三者割当が選択されたとのことです。貴社によれば、本件第三者割当は、上記の他の資金調達手段に比べて、資金調達の迅速性及び確実性において貴社にとって有利であるとのことです。その説明において特に不合理な点を見出しておりません。

(イ) 割当先について

貴社による説明及び提供資料によれば、割当先である Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund は、過去に貴社に対する投資実績もあり、この投資に関して特に問題のある状況は生じたことがありません。また当該割当先について調査会社による調査（反社会的勢力の該当性に関するもの）を適宜行っており、当該調査において特に問題視されるような情報は報告されていません。

(ウ) 発行条件について

第三者委員会は、本件第三者割当における発行条件の合理性を検討するにあたり、株式会社赤坂国際会計の作成にかかる評価書を検討し、かつ同社が評価額をどのように算出したかについて同社担当者から直接説明を受けました。評価書及び同社担当者による説明について特に不合理な点を見出しておりません。その他の発行条件についても、貴社と割当先との間で本件第三者割当に関して締結される契約書の主要な条件を検討し、特に不合理な点を見出しておりません。当該契約書については貴社の代理人として外部の法律事務所における弁護士が交渉を担当しており、その交渉プロセスにも不備がないと考えます。

(エ) 希薄化について

本件第三者割当は貴社の既存株主の持株比率及び議決権比率に大きな希薄化が生じさせるものの、本件第三者割当により調達する資金が貴社の AI 製品の開発と財務状況の改善に資する限りにおいて貴社の収益力が向上するといえることから、貴社の既存株主にとっては希薄化を上回る効果があると評価できます。

以上のとおり、本第三者委員会からは、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行につき、必要性及び相当性が認められるとの意見が得られております。そして本日開催の取締役会において、本第三者委員会の上記意見を参考に十分に討議・検討した結果、既存株主への影響を勘案しましても、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
連結売上高	35,563百万円	64,392百万円	55,882百万円
連結営業利益	△2,616百万円	△2,029百万円	770百万円
連結経常利益	△3,483百万円	△2,241百万円	△458百万円
親会社に帰属する 当期純利益	△4,060百万円	△1,126百万円	△752百万円
1株当たり連結当期純利益	△64.58円	△14.89円	△9.24円
1株当たり配当金	—円	—円	—円
1株当たり連結純資産	44.15円	30.97円	25.51円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成29年10月11日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	96,613,695株	100%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	7,936,500株	8.21%
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	7,936,500株	8.21%
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—株	—%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
始値	147円	143円	117円
高値	243円	170円	174円
安値	111円	98円	90円
終値	143円	118円	129円

(注) 各株価は、東京証券取引所 JASDAQ（スタンダード）におけるものです。

② 最近6か月間の状況

	平成29年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
始値	129円	125円	121円	274円	245円	227円
高値	130円	139円	324円	307円	273円	233円

安 値	111 円	116円	121 円	236 円	189 円	180 円
終 値	124円	121円	258 円	248 円	222 円	202 円

(注) 各株価は、東京証券取引所 J A S D A Q (スタンダード) におけるものです。

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成 29 年 10 月 10 日
始 値	211 円
高 値	211 円
安 値	205 円
終 値	206 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による新株式の発行

発 行 期 日	平成 27 年 3 月 2 日
調 達 資 金 の 額	1,659,564,500 円 (差引手取概算額)
発 行 価 額	155 円
募集時における 発行済株式数	62,387,465 株
割 当 先	パイオニア株式会社
当該募集による 発行株式数	10,835,900 株
募集後における 発行済株式総数	73,223,365 株
発行時における 当初の資金使途	パイオニア対象事業取得資金
発行時における 支出予定時期	平成 27 年 3 月 2 日
現時点における 充 当 状 況	当初の資金使途どおり全額充当済みです。

・第三者割当による新株式の発行

発 行 期 日	平成 27 年 11 月 24 日
調 達 資 金 の 額	1,017,236,200 円 (差引手取概算額)
発 行 価 額	127 円
募集時における 発行済株式数	73,223,365 株
割 当 先	株式会社河合楽器製作所
当該募集による 発行株式数	8,080,600 株
募集後における 発行済株式総数	81,303,965 株
発行時における 当初の資金使途	新規カテゴリ製品・サービスの研究開発費用、マーケティングに関する費用、業務提携に伴う体制の構築に関する費用
発行時における 支出予定時期	平成 27 年 11 月から平成 29 年 12 月まで (850 百万円)、平成 27 年 11 月から平成 29 年 3 月まで (167 百万円)
現時点における 充 当 状 況	当初の資金使途及び支出予定時期に従い充当しています。

・第三者割当による無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

発行期日	平成28年12月29日
調達資金の額	595,000,000円（差引手取概算額）
転換価額	113円
募集時における発行済株式数	81,303,965株
割当先	Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund
当該募集による潜在株式数	潜在株式数：5,309,730株
現時点における転換状況（行使状況）	平成29年2月22日に全て転換済みです。
現時点における潜在株式数	平成29年2月22日に全て転換済みのため、潜在株式はありません。
発行時における当初の資金使途	DAP及びスマートフォンの研究開発費用、ヘッドホン等の上記関連製品の研究開発費用、小型軽量デジタルアンプの研究開発費用、それら製品のマーケティングに係る費用
発行時における支出予定時期	平成29年1月から平成29年12月まで
現時点における充当状況	当初の資金使途どおり平成29年12月までに全額充当する予定です。

・第三者割当による無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

発行期日	平成29年3月30日
調達資金の額	995,000,000円（差引手取概算額）
転換価額	126円
募集時における発行済株式数	86,613,695株
割当先	Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund
当該募集による潜在株式数	潜在株式数：7,936,500株
現時点における転換状況（行使状況）	0株
現時点における潜在株式数	潜在株式数：7,936,500株
発行時における当初の資金使途	①AI対応製品の研究開発費用②音声認識、音声合成技術に関する研究開発費③他社AIサービスとの連携に関する研究開発費用④上記製品等のマーケティングに係る費用
発行時における支出予定時期	平成29年4月から平成31年3月まで
現時点における充当状況	現時点において当初の資金使途どおり充当しており、平成31年3月までに全額充当する予定です。

・第三者割当による新株予約権の発行

割 当 日	平成 29 年 8 月 17 日
発行新株予約権数	10,000,000 個
発 行 価 額	2,336,000 円
発行時における 調達予定資金の額	2,766,336,000 円 (差引手取概算額)
募集時における 発行済株式数	86,613,695 株
割 当 先	Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund
当該募集による 潜 在 株 式 数	潜在株式数 : 10,000,000 株
現時点における 行 使 状 況	平成 29 年 9 月 12 日にて 10,000,000 個すべての新株予約権が行使済みです。
現時点における 潜 在 株 式 数	平成 29 年 9 月 12 日に全て転換済みのため、潜在株式はありません。
現時点における 調達した資金の額	1,958,806,000 円
発行時における 当初の資金使途	第 1 回無担保社債 (私募債) 償還金、A I 対応製品の研究開発費用、運転資金
発行時における 支 出 予 定 時 期	平成 29 年 8 月から平成 30 年 8 月まで
現時点における 充 当 状 況	第 1 回無担保社債 (私募債) 償還金、A I 対応製品の研究開発費用の順で充当しており、平成 30 年 8 月までに全額充当する予定です。なお、当初予定していた調達額を下回っているため、運転資金については手元資金から充当する予定です。

12. 発行要項
別紙の通り。

以 上

(別紙)

◇第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行要項

1. 社債の名称

オンキヨー株式会社第5回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

2. 社債の総額

金2,000,000,000円

3. 各社債の金額

金50,000,000円の1種

4. 払込金額

各本社債の金額100円につき金100円

但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

5. 本新株予約権付社債の券面

無記名式とし、社債券及び新株予約権証券は発行しない。

なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

6. 利率

本社債には利息を付さない。

7. 担保・保証の有無

本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

8. 申込期日

平成29年10月27日

9. 本社債の払込期日及び本新株予約権の割当日

平成29年10月27日

10. 募集の方法

第三者割当ての方法により、Evolution Technology, Media and Telecommunications Fundに全額を割り当てる。

11. 本社債の償還の価額、方法及び期限

- (1) 本社債は、平成34年10月28日に、その総額を本社債の金額100円につき金100円で償還する。但し、繰上償還に関しては、本項第(3)号乃至第(5)号に定めるところによる。
- (2) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (3) 当社は、平成32年10月28日以降、本新株予約権付社債権者から書面による請求があった場合には、当該請求を受領した日から30日を経過した日に、残存する本社債の一部又は全部を、本社債の金額100円につき金100円で償還する。
- (4) 組織再編行為による繰上償還
当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割（吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社が、本新株予約権付社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新

株予約権を交付する場合に限る。)、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下、「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、本新株予約権付社債権者の書面による請求があった場合には、当該請求日の翌銀行営業日以降で両者が合意する日において、残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき100円で償還する。

(5) 上場廃止等による繰上償還

当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日以降、本新株予約権付社債権者から書面による請求があった場合には、当該請求日の翌銀行営業日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき100円で償還する。

12. 本新株予約権の内容

(1) 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計40個の本新株予約権を発行する。

(2) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

(3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法

① 種類

当社普通株式

② 数

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を第(4)号③に定める転換価額で除して得られる最大の整数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

① 各本新株予約権の行使に際して出資される財産

当該本新株予約権に係る本社債

② 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

当該本新株予約権に係る本社債の金額と同額とする。

③ 転換価額

当初247円とする。但し、下記④又は⑤の規定に従って修正又は調整される。

④ 転換価額の修正

(イ) 当社は、平成30年4月28日以降、本新株予約権付社債権者の要請を受けた上で、当社の資本政策のため必要があるときは、当社代表取締役の決定により転換価額の修正を行うことができる。本(イ)に基づき転換価額の修正が決定された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権付社債権者に通知するものとし、転換価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該通知が行われた日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。

(ロ) 上記(イ)にかかわらず、上記(イ)に基づく修正後の転換価額が103円(以下、「下限転換価額」といい、下記⑤の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には、転換価額は下限転換価額とする。

(ハ) 上記(イ)にかかわらず、以下の場合には、当社は、上記(イ)に基づく転換価額の修正を行うことができない。

(a) 当社又はその企業集団(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第4条第1項第1号に定める企業集団をいう。)に属するいずれかの会社に関する未公表の事実であって、それが公表された場合に当社の株価に相当な影響を及ぼすおそれがある事実(金融商品取引法第166条第2項及び第167条第2項に定める事実を含むがこれに限られない。)が存在する場合

(b) 前回上記(イ)に従って修正が行われた日から6ヶ月が経過していない場合

⑤ 転換価額の調整

(イ) 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、下記(ロ)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変

更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下、「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(㊦) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及び調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (a) 下記(ニ)(b)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- (b) 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- (c) 下記(ニ)(b)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記(ニ)(b)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）調整後の転換価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- (d) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記(ニ)(b)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- (e) 本号(a)乃至(c)の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号(a)乃至(c)にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} \right) \times \text{調整前転換価額により} \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (ハ) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (ニ)(a) 転換価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。

- (b) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値

- のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (c) 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記(ロ)(e)の場合には、転換価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (ホ) 上記(ロ)記載の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権付社債権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
- (a) 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (b) その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (c) 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (ハ) 転換価額の調整を行うときは、当社は、調整後の転換価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権付社債権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記(ロ)(e)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- (5) 本新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権付社債権の行使期間は、平成29年10月27日から平成34年10月21日まで(以下、「行使請求期間」という。)とする。但し、以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。
- ① 当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日
 - ② 株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日
 - ③ 当社が、第11項第(3)号乃至第(5)号に基づき本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日以降
 - ④ 当社が、第14項に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時以降
- (6) 本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (7) 本新株予約権の取得条項
本新株予約権の取得条項は定めない。
- (8) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 本新株予約権の行使請求の方法
- ① 本新株予約権付社債権者は、本新株予約権を行使する場合、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、行使に係る本新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日等を記載してこれに記名捺印した上、行使請求期間中に第19項に定める行使請求受付場所に提出しなければならない。
 - ② 本号に従い行使請求が行われた場合、その後これを撤回することができない。
 - ③ 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求書が行使請求受付場所に到達した日に発生する。
- (10) 本新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- (11) 当社は、本新株予約権の行使の効力が発生した日以後、遅滞なく振替株式の新規記録又は自己株式の当

社名義からの振替によって株式を交付する。

13. 担保提供制限

当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも、担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。

14. 期限の利益喪失に関する特約

- (1) 当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、本社債につき期限の利益を喪失する。
 - ① 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
 - ② 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。
 - ③ 当社が、当社の破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は当社の取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
 - ④ 当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生法手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- (2) 当社が第11項、第12項第(4)号④若しくは⑤、同項第(11)号又は第13項の規定に違背し、3銀行営業日以内にその履行がなされない場合、本新株予約権付社債権者は、その判断により当社が期限の利益を失ったものとみなすことができる。

15. 社債管理者

本新株予約権付社債に、社債管理者は設置しない。

16. 元金支払事務取扱場所（元金支払場所）

オンキヨー株式会社

大阪市中央区北浜2丁目2番22号

17. 本新株予約権付社債権者に対する通知の方法

本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本新株予約権付社債権者に対し直接に書面により通知する方法によることができる。

18. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも2週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告又は通知する。
- (2) 本社債の社債権者集会は、本新株予約権付社債権者と当社との間で特段の合意が無い限り、東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上に当たる本社債を有する本新株予約権付社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

19. 行使請求受付場所

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社

20. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と、本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

21. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権付社債発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上

< 第4回新株予約権の発行要項 >

1. 新株予約権の名称 オンキヨー株式会社第4回新株予約権
(以下、「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 3,333,333 円
3. 申込期日 平成 29 年 10 月 27 日
4. 割当日及び払込期日 平成 29 年 10 月 27 日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を Evolution Technology, Media and Telecommunications Fund に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は 6,666,666 株(本新株予約権 1 個当たり 1 株(以下、「割当株式数」という。))とする。
 なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
 その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 6,666,666 個
8. 各本新株予約権の払込金額 金 0.50 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、当初、300 円とする。
10. 行使価額の修正
行使価額の修正は行わない。
11. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$
 - (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 - ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
 - ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通

株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む)、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額でもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①ないし③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
 - ① 1円未満の端数を四捨五入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社

とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使期間

平成 29 年 10 月 30 日(当日を含む。)から平成 34 年 10 月 28 日(当日を含む。)までとする。但し、第 14 項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得のための通知又は公告がなされた日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 新株予約権の取得事由

- (1) 当社は、平成 32 年 10 月 27 日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の 2 週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個当たり 0.50 円の価額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて 1 円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。なお、金融商品取引法第 166 条第 2 項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第 4 項にしたがって公表されていないものが存在する場合には当社はかかる通知又は公告を行うことができない。
- (2) 当社は、平成 34 年 10 月 28 日において、当該時点で残存する本新株予約権の全部を、本新株予約権 1 個当たり 0.50 円の価額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて 1 円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。)で取得する。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし(計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第 12 項に定める行使請求期間中に第 20 項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 21 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 20 項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

18. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

19. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

20. 行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
21. 払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 浅草橋支店
22. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本新株予約権及び本新株予約権に係る買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を 0.50 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第 9 項記載のとおりとする。
23. その他
- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

以上